

下呂市財産活用公募事業実施要綱（平成29年12月20日告示第174号）

最終改正:令和4年3月17日告示第38号

改正内容:令和4年3月17日告示第38号 [令和4年4月1日]

○下呂市財産活用公募事業実施要綱

平成29年12月20日告示第174号

改正

令和4年3月7日告示第20号

令和4年3月17日告示第38号

下呂市財産活用公募事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市の保有する土地及び建物（以下「市有財産」という。）の有効活用について、市民や事業者等による自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う下呂市財産活用公募事業の実施に関し必要な事項を定め、市民や事業者等との協働によって、市有財産の最適な有効活用をより一層進めることを目的とする。

（提案対象とする財産）

第2条 提案対象となる市有財産（以下「対象財産」という。）は、普通財産及び市が別に指定する行政財産とする。

（提案者の資格）

第3条 提案の応募をすることができる者（以下「提案者」という。）は、提案した内容を自ら主体となり実施する個人、法人、その他団体とする。ただし、次のいずれかに該当するもの（法人、その他団体にあつては、その代表者、その他の役員を含む。）は、資格を有しないものとする。

- （1）破産者又は禁固以上の刑に処せられている者並びに代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続き中である団体でないこと。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1号から第3号に該当する団体、個人でないこと。
- （4）個人及び団体が賦課されているすべての税（国税及び地方税）を完納していること。
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、下呂市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- （6）下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）第2条に基づく資格停止を受けている団体でないこと。

（募集する提案）

第4条 応募を求める提案内容は、第2条で定める資産を提案者自らが実施主体となり活用する提案とする。ただし、次のいずれかに該当する内容は、提案できないものとする。

- （1）市の財政上不利益となる提案
- （2）現行の法令等に抵触する提案
- （3）前各号のほか、適当でないこと市長が認める提案

2 市は、提案者が提案にあたり必要な情報を提供するものとする。

（提案の募集方法等）

第5条 提案者が提案をする際は、提案者が団体の場合は、提案申込書（様式第1号）、会社概要書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）を、提案者が個人の場合は、提案申込書（様式第2号）及び誓約書（様式第5号）に必要な添付書類を添え、提案を行うものとする。

2 提案に関し、不明な点がある場合は、質問書（様式第6号）により市に問い合わせを行うものとする。

3 前各項に掲げるもののほか、市有財産の種類、募集方法、募集期間その他の提案の募集に関し必要な事項は、その都度別に定める。

（提案の審査）

第6条 提案の審査は、下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）別表に規定する下呂市財産活用公募事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及びその他の委員並びに民間委員をもって審査の都度、組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、その他の委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

4 その他の委員は、次に掲げる職にある者の中から委員長が指名する5人以上のものをもって充てる。

- （1）総務部長
- （2）まちづくり推進部長
- （3）財産管理担当課長
- （4）対象財産を所管する部長及び課長（対象財産が普通財産の場合は、行政財産時の所管部長及び課長とする。）
- （5）地域振興部長
- （6）対象財産の所在地を所管する振興事務所長

5 民間委員は、次に掲げるところによる。

- （1）学識経験を有する者
- （2）対象財産の所在地の自治会の代表又は当該自治会の代表が推薦する者

（委員会の審査）

第8条 委員会で審査すべき提案の評価項目は、次に掲げるものとする。

- （1）市施策との整合性
- （2）社会的な妥当性
- （3）提案内容の事業性
- （4）市民生活又は地域経済への貢献
- （5）市の財政効果

(6) 前各号のほか、個別の資産の事情に応じて考慮すべき事項  
(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、普通財産管理担当課において処理する。

(提案の概要等の公表)

第10条 市は、提案の概要、審査結果及び審査結果を受けた本市の対応を公表するものとする。

(審査後の提案の取扱い)

第11条 市は、委員会の審査で実施すべきと判断した提案について、実施するよう努めなければならない。

2 前項の規程により提案を実施する者は、原則として当該提案者とする。ただし、市長が必要と判断した場合は、別に公募等を行い決定するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年12月20日から施行する。

附 則(令和4年3月7日告示第20号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日告示第38号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係) 団体用

## 提案申込書

提出日	年 月 日
-----	-------

(あて先)  
下呂市長

(提案者)

所在地	(〒 - )
商号又は名称	
代表者の職・氏名	㊟
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

下記のとおり下呂市財産活用公募事業に係る提案を行います。  
なお、本書及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 1. 提案の対象

物件名称	
物件所在地	
活用範囲	
活用方法	買受け・借受け・その他( )

(添付書類)

- ・代表者の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- ・代表者の住民票（法人の場合は商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ・代表者又は法人の納税証明書（国税納税証明書、県税納税証明書、市税完納（納税）証明書）
- ・法人の場合、財務諸表（申請直前の1年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算書））

下呂市記入欄

受付番号		受付日	年 月 日
------	--	-----	-------

## 2. 提案内容（別紙でも可）

(記入項目例：事業概要、運営体制、収支計画、スケジュール、雇用人数等)

--

3. 提案事業の実施に対する本市への要望（別紙でも可）

1) 本市に経費が発生する要望はお受けできませんので、ご承知おきください。
2) 買受け・借受け希望金額

様式第2号(第5条関係) 個人用

## 提案申込書

提出日	年 月 日
-----	-------

(あて先)  
下呂市長

(提案者が個人の場合)

住 所	(〒 - )
氏 名	Ⓔ
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

下記のとおり下呂市財産活用公募事業に係る提案を行います。  
なお、本書及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 提案の対象

物 件 名 称	
物 件 所 在 地	
活 用 範 囲	
活 用 方 法	買受け・借受け・その他( )

(添付書類)

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票
- ・納税証明書 (国税納税証明書、県税納税証明書、市税完納 (納税) 証明書)

----- 下呂市記入欄 -----

受付番号		受付日	年 月 日
------	--	-----	-------

2. 提案内容 (別紙でも可)

(記入項目例：事業概要、運営体制、収支計画、スケジュール、雇用人数等)

--

3. 提案事業の実施に対する本市への要望（別紙でも可）

1) 本市に経費が発生する要望はお受けできませんので、ご承知おきください。
2) 買受け・借受け希望金額



様式第3号(第5条関係)

## 会社概要書

( 年 月 日現在)

商号又は名称		代表者名		
本社所在地	〒			
ホームページ				
担当部署	所在地			
	部署名			
	責任者			
	担当者			
	連絡先	電話		
		FAX		
E-mail				
設立年月日	年 月 日	資本金	従業員数 名	
沿革				
主な業務内容等				

※パンフレット等会社の概要がわかるものを添付

様式第4号(第5条関係) 団体用

## 誓約書

年 月 日

(あて先)

下呂市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下呂市財産活用公募事業に係る提案を提出するにあたり、応募要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、下呂市が岐阜県警察本部等関係機関に対して、会社概要等を調査・照会資料として使用することに承諾します。

## 記

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続中である団体でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1号から第3号に該当する団体、個人でないこと
- (4) 団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）を完納していること
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、下呂市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
- (6) 下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）第2条に基づく資格停止を受けている団体でないこと

様式第5号(第5条関係) 個人用

## 誓約書

年 月 日

(あて先)

下呂市長

住 所

氏 名

印

下呂市財産活用公募事業に係る提案を提出するにあたり、応募要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、下呂市が岐阜県警察本部等関係機関に対して、調査・照会資料として使用することに承諾します。

## 記

- (1) 破産者及び禁固以上の刑に処せられている者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1号から第3号に該当する、個人若しくは団体に所属していないこと
- (3) 個人が賦課されているすべての税（国税及び地方税）を完納していること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、下呂市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている個人でないこと
- (5) 下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）第2条に基づく資格停止を受けている個人でないこと

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

## 質 問 書

質問の項目	質問内容

( 会 社 名 )	
氏名(担当者名)	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

法人・団体の場合( )内を適用する